

設 計	検 算	係 長	課長補佐	課 長	副部長	部 長

令和6年度

道路事業

(交付金)

秦272号線1号橋補修設計委託業務

見積参考資料

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
 ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
 ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業務場所

高知市

秦南町二丁目

業務日数

190

日間

着手
完了

令和 年 月 日
令和 年 月 日

道路整備課

設計金額		円	業務委託理由 本業務は、定期点検により異状が判明した秦272号線1号橋について補修の措置を講じるため、補修設計を行うものである。
内 訳	業務価格	円	
	消費税及び地方消費税相当額	円	業務の概要 秦272号線1号橋 (L=2.8m, W=4.2m)
委託業務対象金額		円	
消費税及び地方消費税相当額抜きの委託業務対象金額		円	損傷箇所の確認調査 1式 コンクリート補修工設計(上部工) 1式 コンクリート補修工設計(下部工) 1式 鋼橋補修工設計 1式 鋼橋塗装設計 1式 防護柵取替設計 1式
摘 要			

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
設計業務					
設計協議					
設計協議	式	1			明細表 第1号
橋梁補修設計					
設計計画	式	1			明細表 第2号
秦272号線1号橋	式	1			明細表 第3号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

明細表 第 1号
設計協議

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ 中間打合せ:1 回	業務	1			単価表 第 1 号
1 式 当り					

明細表 第 3号
 秦272号線1号橋

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
損傷箇所の確認調査 現地踏査, 資料収集・整理, 損傷確認, 形状寸法測定, 現況図面の作成, データ整理・損傷図作成	橋	1			人件費
コンクリート補修工設計(上部工) 対策工法の検討, 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	1			人件費
コンクリート補修工設計(下部工) 対策工法の検討, 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	1			人件費
鋼橋補修工設計 対策工法の検討, 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	1			人件費
鋼橋塗装設計 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	1			人件費
防護柵取替設計 対策工法の検討, 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	1			人件費
施工計画	橋	1			人件費
1 式 当り					

単価表 第 1号

打合せ

単価表

(1)

金額 :

内容 : 中間打合せ:1 回

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1.5			人件費
技師(A)	人	1.5			人件費
技師(B)	人	1.5			人件費
	(1	業務 当り)
<p>*** 施工条件 *** 中間打合せ回数 : 中間打合せ:1 回</p>					

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
設計計画	業務	136,600	明細表 第2号 人件費 見積
損傷箇所の確認調査 現地踏査, 資料収集・整理, 損傷確認, 形状寸法測定, 現況図面の作成, データ整理・損傷図作成	橋	444,550	明細表 第3号 人件費 見積
コンクリート補修工設計(上部工) 対策工法の検討, 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	261,900	明細表 第3号 人件費 見積
コンクリート補修工設計(下部工) 対策工法の検討, 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	221,500	明細表 第3号 人件費 見積
鋼橋補修工設計 対策工法の検討, 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	161,950	明細表 第3号 人件費 見積
鋼橋塗装設計 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	119,450	明細表 第3号 人件費 見積
防護柵取替設計 対策工法の検討, 設計図作成, 数量計算, 照査, 報告書作成	橋	214,600	明細表 第3号 人件費 見積
施工計画	橋	136,000	明細表 第3号 人件費 見積

特記仕様書

第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

- ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第2条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたい。

- （1）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- （2）登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- （3）完了時は完了後10日以内に、
- （4）訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

- （1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- （2）完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- （3）なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

第3条 路線別仕様書

路線別仕様書については、別紙「令和6年度 秦272号線1号橋補修設計委託業務特記仕様書」を参照。

令和6年度 秦272号線1号橋補修設計委託業務 特記仕様書

第1条 趣旨

本特記仕様書は、高知市が管理する秦272号線1号橋における「秦272号線1号橋補修設計委託業務」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務の一般的な事項は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」の規定によるほか、下記により、誠意をもってその委託業務を行うものとする。

第2条 関係資料の貸与

本業務の委託に際しては、下記の資料を貸与するが、詳細は監督員と協議によるものとする。

- ・令和元年度 道路橋定期点検委託業務（1-2）成果報告書

第3条 業務目的

本業務は、高知市が管理する秦272号線1号橋について、最新の定期点検結果に基づき、効率的かつ適切な橋梁補修工事を実施するために必要な橋梁補修設計を行うことを目的としている。

なお、橋梁補修設計については、『道路橋定期点検要領(平成31年2月)国土交通省 道路局』に基づき実施した最新の橋梁定期点検の結果得られた、各橋梁の部材単位の健全性の診断結果により、『Ⅱ：予防保全段階』、『Ⅲ：早期措置段階』及び『Ⅳ：緊急措置段階』と判定した部材の補修設計を行うものとする〔点検記録様式（国提出様式）参照〕。

第4条 対象橋梁

本業務にて対象とする橋梁は、高知市が管理する以下の橋梁である。

- ・市道秦272号線 秦272号線1号橋 [L=2.8m, W=4.2m]

第5条 実施内容（各橋梁における実施内容は別紙を参照すること）

1 設計計画

本業務の実施に先立ち、本業務の目的・主旨を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打ち合わせ計画等を記載した業務計画書を作成する。

2 損傷箇所の確認調査

対象とする橋梁の補修設計に先立ち、現地踏査を行うとともに、既往の報告書等から定期点検時の点検調書や健全性の診断結果を収集し、対象橋梁の損傷状況を確認するとともに、必要に応じて形状寸法測定や現況図面の作成を行う。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷要因を推定するための詳細調査や各種試験を行い、調査及び試験結果を取りまとめる。

① 現地踏査

対象とする橋梁の補修設計に先立ち現地踏査を実施し、地形・地質等の自然環境や沿道・用地条件等の周辺状況を把握すると共に、工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な地形特性等を把握する。また、併せて協議が必要となる関係機関等を確認する。

② 資料収集・整理

高知市が貸与する既存資料（既往報告書、完成図書、橋梁台帳、道路台帳及び橋梁点検調書等）のとりまとめを行う。

③ 損傷確認

②で貸与された資料により損傷状況が十分把握できない場合は、必要に応じて、目視等により再度現地を確認し、新たに確認された損傷箇所（ひび割れ、コンクリートの剥離及び鉄筋腐食など）について、写真撮影やスケッチなどにより損傷状況を把握する。

④ 形状寸法測定

既存資料により形状寸法が確認出来ない場合は、コンベックスやテープなどを利用した簡易測量により形状寸法を把握する。

⑤ 現況図面の作成

既存資料や形状寸法測定結果に基づき現況図面（CAD）を作成する。

⑥ データ整理・損傷図作成

既存資料や損傷調査により把握した損傷状況を整理するとともに、現況図面から損傷図を作成する。

3 コンクリート補修工設計（上部工）（ひびわれ補修工、断面補修工、表面保護工）

対象とする橋梁のコンクリート上部工のひび割れ補修工や断面修復工、表面保護工の設計に適用する。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷要因を推定するための各種試験を行い、試験結果を取りまとめる。

① 対策工法の検討（新技術活用の検討を含む）

上部工について、対象施設の補修として適当な工法を抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し補修工法を決定する。

② 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

③ 数量計算

②で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

④ 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

⑤ 報告書作成

コンクリート補修工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

4 コンクリート補修工設計（下部工）（ひびわれ補修工、断面補修工、表面保護工）

対象とする橋梁のコンクリート下部工のひび割れ補修工や断面修復工、表面保護工の設計に適用する。

また、必要に応じて、劣化程度や損傷要因を推定するための各種試験を行い、試験結果を取りまとめる。

① 対策工法の検討（新技術活用の検討を含む）

下部工について、対象施設の補修として適当な工法を抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し補修工法を決定する。

② 設計図作成

補修詳細図等を作成する。

③ 数量計算

②で作成した補修詳細図等を基に設計数量を算出する。

④ 照査

工法選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

⑤ 報告書作成

コンクリート補修工設計に係る報告書のとりまとめを行う。

5 鋼橋補修工設計

対象とする橋梁の鋼材部（主桁・床版等）の補修設計に適用する。

① 対策工法の検討（新技術活用の検討を含む）

対象とする橋梁の補修として適当な工法を抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し補修工法を決定する。

② 設計図作成

鋼橋補修工に係る詳細図を作成する。

③ 数量計算

③で作成した詳細図を基に設計数量を算出する。

④ 照査

設計計算、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

⑤ 報告書作成

鋼橋補修工に係る報告書のとりまとめを行う。

6 鋼橋塗装設計

対象とする橋梁の再塗装設計に適用する。

① 設計図作成

塗装数量の算定を行うための設計図を作成する。

② 数量計算

①で作成した設計図を基に設計数量を算出する。

③ 照査

設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

④ 報告書作成

鋼橋塗装工に係る報告書のとりまとめを行う。

7 高欄・防護柵取替設計

対象とする橋梁の高欄・防護柵取替工の設計に適用する。また、必要に応じて、応力計算を行い、取りまとめる。

① 対策工法の検討（新技術活用の検討を含む）

高欄・防護柵取替工について、対象施設の適当な工法を抽出し、損傷要因、施工性及び経済性などから総合的に判断し工法を決定する。

② 設計図作成

詳細図等を作成する。

③ 数量計算

②で作成した詳細図等を基に設計数量を算出する。

④ 照査

部材選定、設計図面及び数量計算書の適正化・整合性について照査を行う。

⑤ 報告書作成

高欄・防護柵取替工に係る報告書のとりまとめを行う。

8 施工計画

上記項目により検討された工法により工事を実施するために必要な施工計画を立案する。

第6条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時1回、中間1回、成果品納入時1回の計3回を標準とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。ただし、中間打合せについては、協議のうえ回数を変更できるものとする。

なお、重要な打合せ協議には、管理技術者が立ち会うものとする。

① 業務着手時

業務計画書を基に調査方法、調査内容、設計内容の打ち合わせを行い、既存資料等の貸与を行う。

② 中間打合せ

橋梁補修設計終了時に設計結果の打ち合わせを行う。

③ 成果品納入時

成果品の内容について打ち合わせを行う。

第7条 新技術等活用の検討

工法等の選定において、共通仕様書第1209条12条に定めるとおり、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第8条 業務計画書の提出

業務の履行に当たり業務計画書を提出することとする。

業務計画書には、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画及び打ち合わせ計画等を記載し、提出するものとする。

なお、業務計画書の内容が追加、変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

第9条 報告書作成

本業務の検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

本報告書の作成部数は、業務報告書（A4版）を2部、設計図（縮小図面）2部（A3版：A2にて作成した図面データを印刷したもの）提出するものとする。また、電子媒体（CD-R等）により2部納品するものとする。

また、その他調査職員が必要と認めるものを提出することとする。

第10条 管理技術者

1 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うに必要な能力及び経験を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす者であること。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門又は総合技術監理部門のうち、選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）。

(2) 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とする。

(3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とする。

2 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等や

むを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

第 11 条 照査技術者及び照査の実施

- 1 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- 2 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第 1107 条第 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 12 条 その他

本業務の実施中に、仕様書に明示なき事項、またはその内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、決定するものとする。

位置図



橋梁補修設計委託業務 実施内容

区分	番号	実施項目	単位	秦272号線1号橋	
設計業務	1	設計計画	1業務当たり	○	
	2	損傷箇所の確認調査	現地踏査	1橋当たり	○
			資料収集・整理		○
			損傷確認		○
			形状寸法測定		○
			現況図面の作成		○
			試験結果とりまとめ		-
			データ整理・損傷図作成		○
	3	コンクリート補修工設計 (ひびわれ補修工, 断面補修工, 表面保護工) 上部工	対策工法の検討 (新技術活用の検討)	1橋当たり	○
			設計図作成		○
			数量計算		○
			照査		○
			報告書作成		○
	4	コンクリート補修工設計 (ひびわれ補修工, 断面補修工, 表面保護工) 下部工	対策工法の検討 (新技術活用の検討)	1橋当たり	○
			設計図作成		○
			数量計算		○
			照査		○
			報告書作成		○
	5	鋼橋補修工設計	対策工法の検討 (新技術活用の検討)	1橋当たり	○
			設計計算		-
			設計図作成		○
			数量計算		○
			照査		○
			報告書作成		○
	6	鋼橋塗装設計	設計図作成	1橋当たり	○
			数量計算		○
			照査		○
			報告書作成		○
7	防護柵取替設計	対策工法の検討 (新技術活用の検討)	1橋当たり	○	
		設計図作成		○	
		数量計算		○	
		照査		○	
		報告書作成		○	
8		施工計画	1橋当たり	○	

橋梁名・所在地・管理者名等

橋梁名	路線名	所在地	起点側	緯度	33° 34' 36"	橋梁ID
				経度	133° 32' 50"	
秦272号線1号橋 (フリガナ) ハダニヒヤクナナジュウニゴウケンイチゴウキョウ		秦272号線				
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)
高知市	2019.11.20	開水路	有り	一般道	その他	-

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

定期点検者

定期点検時に記録

応急措置後に記録

部材名		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後の 判定区分	応急措置内容	応急措置及び 判定実施年月日
上部構造	主桁	II	うき	写真1 主桁01			
	横桁						
	床版						
下部構造		II	ひびわれ	写真2 下部工01			
支承部		I					
その他		III	腐食	写真3,4 防護柵、拡幅部			

道路橋毎の健全性の診断(判定区分I~IV)

定期点検時に記録

(判定区分)	(所見等)
III	防護柵・拡幅部に板厚減少を伴う腐食が見られる。道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

架設年次	橋長	幅員
不明	2.8	4.2
橋梁形式		
RC床版橋(その他)、その他(橋台)		



終点

起点

※架設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

状況写真（損傷状況）

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。

○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造（主桁）【判定区分：Ⅱ】	下部構造【判定区分：Ⅱ】
<p data-bbox="331 296 389 320">写真1</p>  <p data-bbox="674 783 741 807">主桁01</p>	<p data-bbox="1137 296 1196 320">写真2</p>  <p data-bbox="1469 783 1559 807">下部工01</p>
その他（防護柵）【判定区分：Ⅲ】	その他（拡幅部）【判定区分：Ⅲ】
<p data-bbox="331 959 389 983">写真3</p>  <p data-bbox="674 1525 741 1549">防護柵</p>	<p data-bbox="1137 951 1196 975">写真4</p>  <p data-bbox="1491 1525 1559 1549">拡幅部</p>